

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果（平成27年4月～平成28年12月）

【平成27年度】

- 平成27年度の新規相談受付件数は、約22.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約5.6万件。
- 包括的な支援の提供により、約2.8万人が就労・増収につながった。

【平成28年度】

- プラン作成件数は、平成27年度に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値（人口10万人・1ヶ月当たり）・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	平成27年度 目安値	平成28年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当 たりに換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	75%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

平成 27年度

平成27年4月 ～ 平成28年3月	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
	人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり			
	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	6,946

(件数、人)

平成 28年度

平成28年	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 (②+③)/①
	人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		(①)	人口10万人 あたり	うち就労支援対象 プラン作成者分 (②)	うち就労支援対象 プラン作成者分 (③)			
4月分	18,218	14.2	5,046	3.9	2,525	2.0	2,139	1,426	527	350	70%
5月分	19,080	14.9	5,321	4.1	2,624	2.0	2,078	1,380	578	362	66%
6月分	19,839	15.5	5,715	4.5	2,810	2.2	2,351	1,606	647	405	72%
7月分	18,691	14.6	5,525	4.3	2,707	2.1	2,302	1,571	658	435	74%
8月分	18,899	14.7	5,788	4.5	2,743	2.1	2,051	1,441	615	399	67%
9月分	19,281	15.0	5,634	4.4	2,688	2.1	2,194	1,520	600	425	72%
10月分	18,071	14.1	5,592	4.4	2,619	2.0	2,207	1,544	679	451	76%
11月分	17,684	13.8	5,656	4.4	2,755	2.1	2,284	1,636	584	407	74%
12月分	15,182	11.8	5,143	4.0	2,467	1.9	1,972	1,422	571	405	74%
合計	164,945	14.3	49,420	4.3	23,938	2.1	19,578	13,546	5,459	3,639	72%

(件数、人)

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

生活困窮者自立支援制度の施行状況（全国的な状況）

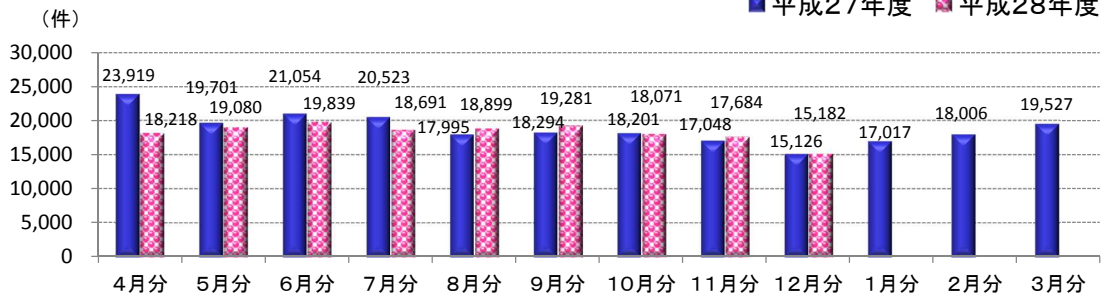
- 新規相談受付件数について、平成27年度は1年間で約22万6千件、平成28年度は12月までの9ヶ月で約16万5千件の相談があった。
- そのうち、平成27年度においては約5万6千件、平成28年度は12月までに約4万9千件が、継続した支援が必要とされ、それぞれの支援対象者に応じたプランに基づき、支援が進められているなど、着実に本制度が実施されてきている。

■平成27年度 ■平成28年度

新規相談受付件数

【平成27年度】
226,411件

【平成28年度】
164,945件
(4月～12月)



プラン作成件数

【平成27年度】
55,570件

【平成28年度】
49,420件
(4月～12月)



※平成27年度、平成28年度支援状況調査より(平成28年度実績は4月～12月実績)。

生活困窮者自立支援制度の施行状況（自治体規模別の状況）

- 新規相談受付件数（人口10万人・1ヶ月あたり）を全国ベースで見ると、平成27年度（14.7件）、平成28年度（14.5件）で大差はない。
- 政令指定都市は、平成27年度から平成28年度にかけて増加している自治体が多く、その水準も引き続き高い（20指定都市中約7割が増加、18.0件→20.0件）。
- 都道府県及び中核市も同様に増加している自治体が多い（45都道府県中約6割が増加、11.1件→12.8件。45中核市中約7割が増加、13.0件→14.7件）。
- また、プラン作成件数、就労支援対象者数については、新規相談件数の増加や、プラン作成の定着等により、どの自治体規模で見ても増加自治体が多い（都道府県の約7割、指定都市の約9割、中核市の約7～8割、一般市区町村の約6割）。

区分	自治体数	前年度からの実績増減	新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)				プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)				就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月あたり)			
			内訳		件数		内訳		件数		内訳		件数	
			自治体数	占有率	27年度	28年度	自治体数	占有率	27年度	28年度	自治体数	占有率	27年度	28年度
都道府県	45	増加	28	62.2%	11.1	12.8	33	73.3%	2.8	4.1	32	71.1%	1.5	2.1
		減少	17	37.8%	10.4	8.0	12	26.7%	2.1	1.4	13	28.9%	1.3	0.9
		合計			10.8	10.9			2.6	3.5			1.5	1.8
指定都市	20	増加	14	70.0%	18.0	20.0	18	90.0%	6.8	8.0	17	85.0%	2.2	2.7
		減少	6	30.0%	11.9	9.8	2	10.0%	4.7	4.0	3	15.0%	1.8	1.1
		合計			16.6	17.8			6.6	7.6			2.2	2.5
中核市	45	増加	30	66.7%	13.0	14.7	37	82.2%	3.1	4.1	31	68.9%	1.6	2.3
		減少	15	33.3%	12.7	10.3	8	17.8%	2.1	1.5	14	31.1%	1.8	1.3
		合計			12.9	13.7			2.9	3.6			1.7	2.0
一般市区町村	791	増加	387	48.9%	12.8	15.1	501	63.3%	2.5	3.8	437	55.2%	1.6	2.5
		減少	404	51.1%	17.5	13.0	290	36.7%	3.4	2.2	354	44.8%	2.0	1.3
		合計			15.0	14.1			2.8	3.3			1.8	2.0
合計	901	増加	459	50.9%	14.1	16.2	589	65.4%	3.7	4.9	517	57.4%	1.8	2.5
		減少	442	49.1%	15.7	11.9	312	34.6%	3.3	2.2	384	42.6%	1.9	1.2
		合計			14.7	14.5			3.6	4.3			1.8	2.1

※平成27年度、28年度支援状況調査より（平成28年度実績は4月～11月実績の集計値）。

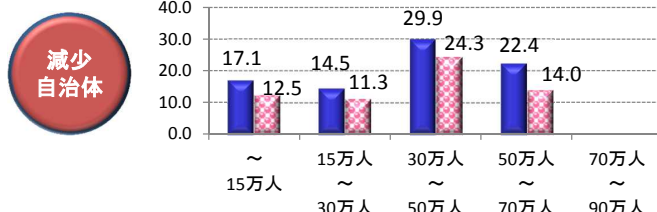
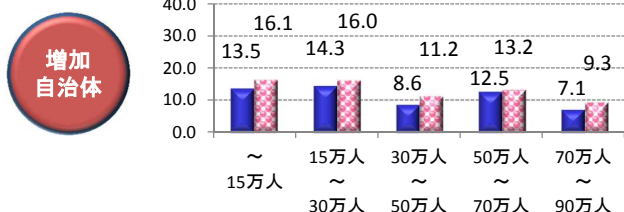
生活困窮者自立支援制度の施行状況（一般市区町村の状況）

- 一般市区町村のうち、人口15万人未満自治体は、増加・減少がほぼ同割合であるものの、減少している自治体は平成27年度実績がかなり高く、平成28年度に減少しており（17.1件→12.5件）、増加している自治体は平成27年度実績が低かったが、平成28年度は着実に増加している（13.5件→16.1件）。人口15万人以上～30万人未満自治体は、平成27年度の実績と比べて、増加した自治体と減少した自治体とに大きく分かれている（増加自治体：14.3件→16.0件、減少自治体：14.5件→11.3件）。

一般市区町村 人口規模	自治体数	前年度からの実績増減	新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)				プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)				就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月あたり)			
			内訳		件数		内訳		件数		内訳		件数	
			自治体数	占有率	27年度	28年度	自治体数	占有率	27年度	28年度	自治体数	占有率	27年度	28年度
15万人未満	674	増加	321	47.6%	13.5	16.1	417	61.9%	2.6	4.1	363	53.9%	1.5	2.5
		減少	353	52.4%	17.1	12.5	257	38.1%	3.2	1.9	311	46.1%	2.0	1.1
15万人以上～ 30万人未満	94	増加	51	54.3%	14.3	16.0	67	71.3%	2.4	3.5	59	62.8%	1.6	2.3
		減少	43	45.7%	14.5	11.3	27	28.7%	3.0	2.1	35	37.2%	1.8	1.3
30万人以上～ 50万人未満	15	増加	9	60.0%	8.6	11.2	10	66.7%	2.0	3.0	10	66.7%	1.6	1.9
		減少	6	40.0%	29.9	24.3	5	33.3%	4.7	3.8	5	33.3%	3.0	2.4
50万人以上～ 70万人未満	5	増加	3	60.0%	12.5	13.2	4	80.0%	3.0	4.1	3	60.0%	1.8	2.6
		減少	2	40.0%	22.4	14.0	1	20.0%	7.2	5.2	2	40.0%	3.4	2.3
70万人以上～ 90万人未満	3	増加	3	100.0%	7.1	9.3	3	100.0%	3.4	3.6	2	66.7%	3.6	3.6
		減少									1	33.3%	0.7	0.7
全体	791	合計	791		15.0	14.1	791		2.8	3.3	791		1.8	2.0

一般市区町村における新規相談受付件数（人口10万人・1ヶ月あたり）の年度別比較

■平成27年度 ■平成28年度

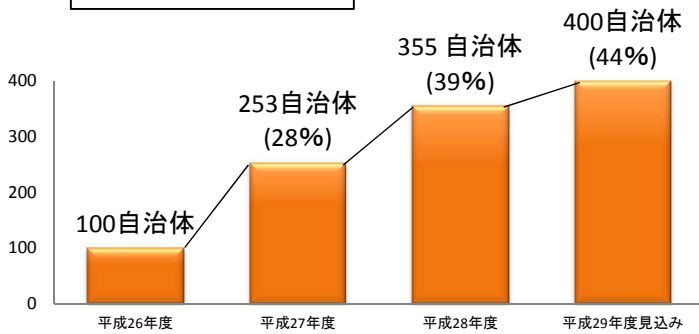


※平成27年度、28年度支援状況調査より（平成28年度実績は4月～11月実績の集計値）。

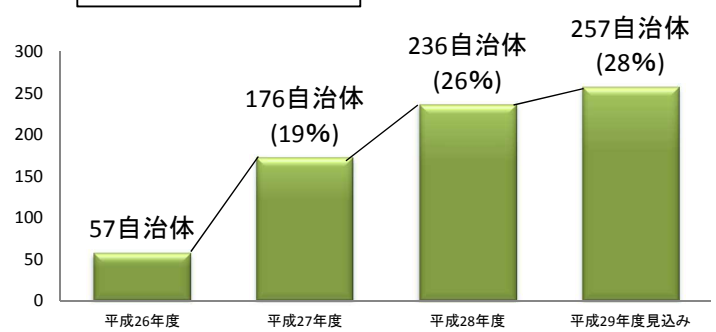
任意事業の実施状況について

○ 平成29年度の任意事業の実施予定自治体数は、平成28年度の実施自治体数と比較して、それぞれ増加する見込みとなっている。

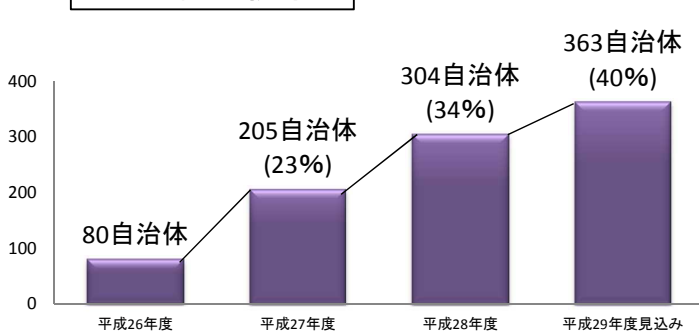
就労準備支援事業



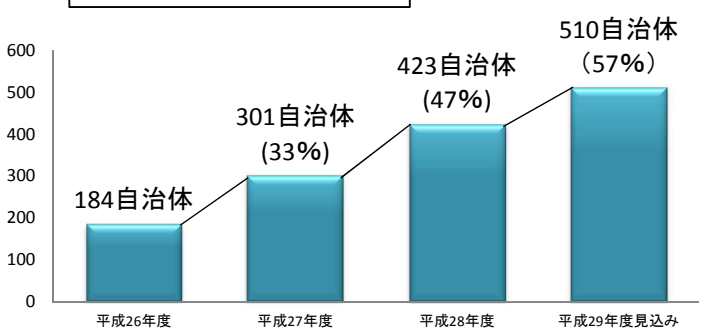
一時生活支援事業



家計相談支援事業



子どもの学習支援事業



平成29年度 生活困窮者自立支援法等関係予算（案）

○ 必須事業（負担金） 平成28年度 218億円 → 平成29年度 218億円

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 住居確保給付金
- ・ 被保護者就労支援事業



○ 任意事業（補助金） 平成28年度 183億円 → 平成29年度 183億円

- ・ 就労準備支援事業（【新規】①生活困窮者等の就労準備支援の充実）
- ・ 被保護者就労準備支援事業（【新規】①生活困窮者等の就労準備支援の充実）
- ・ 一時生活支援事業
- ・ 家計相談支援事業
- ・ 子どもの学習支援事業（【新規】②教育機関との連携強化）
- ・ その他の生活困窮者の自立促進事業（【新規】③居住支援の強化）



○ 合計 平成28年度 400億円 → 平成29年度 **400億円**

※ 計数は四捨五入による。

①生活困窮者等の就労準備支援の充実について

平成29年度予算(案):5.1億円(うち困窮者分1.2億円)

- 被保護者等(生活困窮者を含む)の中には就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な者もある。
- こうした状況の者については、これまでも被保護者就労準備支援事業や生活困窮者の就労準備支援事業等において、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施してきているところ。
- その上で、さらに従来の支援では一般就労につなげることが困難であるが、**障害者等への就労支援のノウハウを活用することで、一般就労に挑戦できる状況になると見込まれる者に対しては、その特性に応じた支援を行うことを推進する。**

- 事業概要
- 障害者等への就労支援のノウハウを活用するため、専門知識や技術を持つ担当者を含めたチーム支援を実施及び連携体制を構築する。
 - これまでの就労支援(準備含む)では効果が出なかった被保護者等に対して適切なアセスメントに基づく支援を実施し、早期に一般就労及び次のステージ(就労支援事業等)へ移行させることを目的とする。

【実施のイメージ】

自治体直営で実施

委託による実施(※)

【委託先の要件(案)】

- 障害者に対する就労支援ノウハウがある。
- 短期間でメリハリのある支援を実施している。
- 一般就労に結びつけることを目指し、移行率も高い。
- 生産活動や職場体験の機会の確保ができる。

【委託先の例】

障害者の一般就労への移行支援のノウハウを有する社会福祉法人等

一般就労につなげることが困難な者

【従来の支援】

新【特性に応じた支援の実施】

障害者等への就労支援により蓄積されたノウハウを活用

- 専門職による適切なアセスメントや支援の実施・フォローアップにより、利用者の状態像に応じた適切な支援を実施

職業訓練等の支援



福祉専門職による支援



チーム支援(連携体制の構築)

【福祉専門職の例】

- 社会福祉士 ○ 精神保健福祉士
- 介護福祉士 ○ 臨床心理士 等

【主な業務の例】

- 対象者に対するアセスメント(就労阻害要因の把握等)
- 支援計画の作成(適職の選定、適切な支援手法の検討)
- 支援におけるフォローアップ(信頼関係の構築、心身の健康状態の把握等)

就労準備支援

特別の支援を必要とする者

長期間求職活動の成果が出ない者等の中には、外見的には認識しづらい何らかのハンディキャップを持つ者がおり、障害者等への就労支援ニーズと類似する。

対象者



対象者層

傷病・高齢等により就労が困難な者

※本事業の詳細については別途通知するが、委託により実施する場合には、「被保護者就労準備支援事業の実施について(保護課長通知)」の規定を適用し、原則1年間を超えない期間で行うものとするため、委託先の選定に当たってはご留意いただきたい。

②子どもの学習支援の推進について

平成29年度予算案:35億円

- 平成26年度に「子どもの貧困対策大綱」が策定、27年度には「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が策定されるとともに、28年度には「ニッポン一億総活躍プラン」に子ども関連の施策が盛り込まれるなど、昨今、子どもの貧困対策関係ではたびたび施策の充実が求められている。
- そうした動きを踏まえ、以下の点について強化を図るなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。

課題と必要な対応

【課題】 事業の実施や充実を図るためには、子どもの状況を把握している学校や教育委員会との連携に必要なを感じているものの、十分に連携が取れていない状況。

※約40%が「小中学校との連携」、約65%が「教育委員会との連携に必要なを感じている」と回答(学習支援事業の運営実践事例集報告書より)

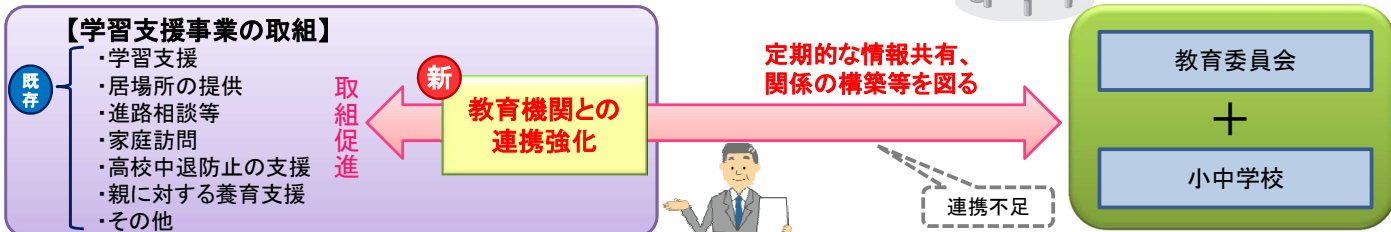
【対応】 学校や教育委員会との定期的な情報共有、関係の構築等を図るため、教育機関との連携を強化。

期待される効果、実施方法

期待される効果 ⇒ 教育機関と定期的な情報共有の場を設け、事業趣旨の共有を始めとした関係を構築することで、学校等が把握している子どもの情報が共有されやすい環境をつくる。これにより、子どもの課題や状況に応じた支援が更に充実するとともに、事業の対象となる子どもの掘り起こしや、子どもだけでなく親も含めた世帯支援につなげるきっかけとなること期待できる。また、教育機関との良好な関係を構築することで、事業の受託先となり得る地域の教員OB等の教育経験者や団体の紹介も期待される。

実施方法 ⇒ 福祉事務所設置自治体にて実施。

イメージ図



③ 生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

1. 方向性

自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難(家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等がネックとなり賃貸住宅を借りられない)を踏まえた個別支援を充実する。

→ こうした困難を抱える者は、身寄りがない、世帯の経済基盤が弱い等の事情が背景にあると考えられ、自立相談支援事業の相談者像そのもの。相談者の課題を踏まえ、家賃を下げる、保証や見守りのサービスを組み合わせるといったオーダーメイドの居住支援コーディネート機能が必要。

2. 支援内容

【1. 個別支援】

○相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

【2. 物件やサービスの情報収集、担い手開拓】

○不動産関係者・福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓する。

【3. 潜在ニーズへの対応】

○病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的に支援する。

具体的には、以下のような取組を想定。

- (1) 地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居できる物件、家賃が低めの物件などの情報を収集
- (2) 民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者リストなどについて、都道府県の居住支援協議会から情報収集
- (3) 緊急連絡先の代わりになりうる見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社協などから情報収集
- (4) 家賃保証や緊急連絡先の引き受けについて、厚労省が提供する取組事例を元に社会福祉法人等に打診、スキームづくり
- (5) 取組事例を元に、物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住居を自ら提供する社会福祉法人を開拓

3. 平成29年度予算案

【予算額】2.5億円(100箇所程度を想定)

【補助率】1/2

住宅確保要配慮者に対する住宅・福祉行政の連携の推進

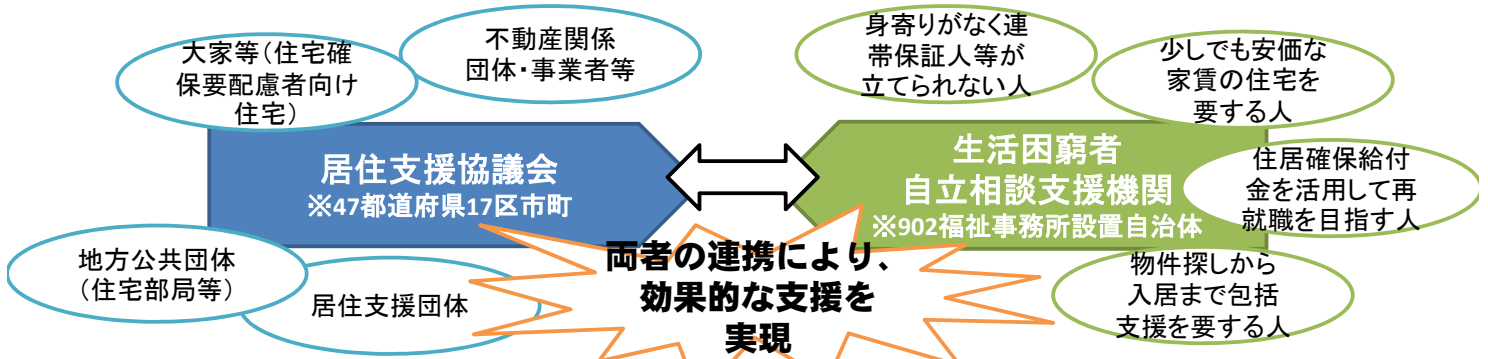
- 生活困窮者を含む住宅確保要配慮者に対しては、従来より国土交通省において住宅セーフティネット機能の強化に取り組み、支援を充実させてきている。厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援と連携を深めることにより、支援を要する者を的確に把握し、効果的な支援を実現。
- また、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を平成28年12月に設置。

各地でネットワーク化が進んでいる居住支援協議会において、住宅セーフティネット関連の支援情報(※)が集約されている。

※住宅確保要配慮者でも入居しやすい住宅の情報や家賃債務保証等のサービス等

全国に設置されている生活困窮者自立相談支援機関において、様々な居住支援のニーズが顕在化。

生活困窮者自立支援は、ニーズに合わせたオーダーメイドの包括支援が特徴。



【平成29年度予算(案)における対応】

民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度を構築し、居住支援協議会の取組や、空き家等を活用した子育て世帯等向けの住宅整備等に対して支援

【平成29年度予算(案)における対応】

相談者個別支援や物件・サービスの情報収集・担い手開拓を実施

平成29年度 各事業の基準額案(事業費ベース)

- 平成29年度の基準額の設定の考え方は、基本的には28年度と同様とする。
※ただし、自立相談支援事業については個別協議を実施する。
- 子どもの学習支援事業については、「教育機関との連携強化」に関する加算を、新たに設定する。

(単位:千円)

人口規模	自立相談	就労準備	家計相談	学習支援			
					高校中退 防止加算	家庭訪問 加算	教育機関との 連携強化加算
2万人未満	5,000	5,000	3,000	2,800	500	700	700
2万人以上～3万人未満	7,000	6,000	4,000	3,800	600	1,000	1,000
3万人以上～4万人未満	9,000	7,000	5,000	4,700	700	1,200	1,200
4万人以上～5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	5,700	900	1,500	1,500
5.5万人以上～7万人未満	12,500	9,000	8,000	7,600	1,200	1,900	1,900
7万人以上～10万人未満	14,500	11,000	10,000	9,000	1,400	2,300	2,300
10万人以上～15万人未満	18,500	14,000	12,000	10,500	1,600	2,700	2,700
15万人以上～20万人未満	22,500	17,000	15,000	13,300	2,000	3,400	3,400
20万人以上～30万人未満	30,000	20,000	18,000	15,200	2,300	3,800	3,800
30万人以上～40万人未満	38,000	25,000	20,000	17,100	2,600	4,300	4,300
40万人以上～50万人未満	48,000	30,000	23,000	19,000	2,900	4,800	4,800
50万人以上～75万人未満	65,000	35,000	28,000	28,500	4,300	7,200	7,200
75万人以上～100万人未満	90,000	40,000	30,000	36,000	5,400	9,000	9,000
100万人以上～150万人未満	140,000	50,000	40,000	47,500	7,200	12,000	12,000
150万人以上～200万人未満	160,000	55,000	45,000	55,000	8,300	14,000	14,000
200万人以上～250万人未満	190,000	60,000	50,000	62,000	9,300	16,000	16,000
250万人以上～300万人未満	220,000	65,000	55,000	69,000	11,000	18,000	18,000
300万人以上	250,000	70,000	60,000	80,000	12,000	20,000	20,000

※ 上記のほか、一定の要件に応じた加算あり

平成29年度における経過措置の取扱いについて(案)

各事業の国庫負担・補助においては、制度施行初年度の平成27年度に引き続き、28年度においても基準額に一定の経過措置を設けているところ。
これらの経過措置については、基本的には廃止していくことが必要と考えているが、それぞれの経過措置の主旨等を踏まえ、平成29年度においては以下のとおりとする。

平成28年度

自立相談支援事業

- ・保護率が2%以上 ⇒ 基準額×1.2
- ・保護率が3%以上 ⇒ 基準額×1.5
- ・住宅支援給付の給付実績が一定以上 ⇒ 基準額×1.2
- ・H26モデル事業の実績額が基準額よりも高い ⇒ 基準額×1.3

※上記で求められた額のうち、最も高い額を適用する。

子どもの学習支援事業

- ・H27に経過措置を受けていた自治体について、H27の国庫補助基準額×0.9がH28基準額よりも高い ⇒ H27国庫補助基準額×0.9

一時生活支援事業、ホームレス加算(自立相談支援事業)

- ・H28所要額が基準額よりも高い ⇒ 基準額×1.2

被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業

- ・H26実績がH28基準額よりも高い
被保護者就労支援事業 ⇒ 基準額×1.14
被保護者就労準備支援事業
⇒ 基準額+(H26実績額-基準額)×2/3

平成29年度

- ・28年度と同様の基準とする
※ 保護率は平成28年12月分の「被保護者調査」に基づき報告した被保護人員、住居確保給付金は平成28年の新規支給決定件数

- ・H26モデル事業の実績額がH29基準額よりも高い ⇒ 基準額×1.1

※上記で求められた額のうち、最も高い額を適用する。

- ・H28に経過措置を受けていた自治体について、H28の国庫補助基準額×0.9がH29基準額よりも高い ⇒ H28国庫補助基準額×0.9

※ただし、事業実施に当たり、国が追って示す特別な取組や実績報告を行う場合は、H28国庫補助基準額と同額を適用することを認める。

- ・H29所要額が基準額よりも高い ⇒ 基準額×1.2

- ・H26実績がH29基準額よりも高い
被保護者就労支援事業 ⇒ 基準額×1.07
被保護者就労準備支援事業
⇒ 基準額+(H26実績額-基準額)×1/3

加算分の事業を実施する場合は、上記で求められた額に別途、加算額を加える。

平成28年度新規補助事業の取組状況(就労訓練事業(中間的就労)の推進)①

○就労訓練アドバイザーの配置(都道府県)

東京都の取組例

- 区市における事業所開拓や利用あっせんが進んでおらず、これを拡大するために都が主導して、本来、開拓主体となるべき自治体のための環境づくりを行うことを目的として事業化。
- 都の自主事業である住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業(TOKYOチャレンジネット)の受託団体(社会福祉法人)に委託し、就労訓練アドバイザー(常勤1人、非常勤1人)を配置。
- 具体的には、以下のような取組を実施。
 - ・ 区市職員等を対象とした担当者会議において、認定就労訓練事業所の開拓手法について説明(管内全区市が参加)
 - ・ 認定を希望する事業者に対して認定申請手続の支援
 - ・ 認定就労訓練事業の利用あっせんを促進するため、実際に利用可能範囲にある認定就労訓練事業所(社会福祉法人や株式会社等)の見学会を自立相談支援機関の就労支援員等を対象に各地域で開催
(=利用あっせんが進めば、就労支援員等にとって事業所開拓を実施するインセンティブになるとの考え)
- 今後は、認定就労訓練事業所の就労支援担当者の養成研修等を行う東京都地域公益活動推進協議会との連携を検討。

鳥取県の取組例

- 県内において事業所開拓や利用あっせんが進まない自治体もあることから、県が主導して事業所開拓を行い、かつ開拓した事業所活用の好事例を横展開することにより、開拓や利用のノウハウ向上をサポートし、県全体の推進を図ることが目的。
- さらに、多分野の就労支援機関等で構成する県ネットワーク会議において、若者支援やひきこもり支援等の他分野においても支援付き就労の場の必要性和課題があることを共有。対象者像や支援ノウハウが共通するところもあることから、分野横断的に支援付き就労の推進に取り組むことも目的としている。
- 今年の9月議会で予算化して、NPO法人と委託契約を締結し、「中間的就労コーディネーター」(以下「コーディネーター」という。)を1名配置(「中間的就労事業所育成員」(以下「育成員」という。))も1名配置)。
- 具体的には、育成員が全県的に事業所開拓を行いながら、コーディネーターが以下の取組を実施。
 - ・ 事業所開拓・事業所支援を担っている他分野の就労支援機関等を含めた情報交換会やスキルアップ研修の開催
 - ・ 開拓事業所の活用促進のための情報共有・情報発信
 - ・ 他分野の就労支援機関等と連携して、開拓した事業所への助言等を通じた関係づくり

平成28年度新規補助事業の取組状況(就労訓練事業(中間的就労)の推進)②

○就労訓練事業所育成員の配置

愛知県名古屋市の取組例

- 平成26、27年度に市内民間事業者「(一社)草の根ささえあいプロジェクト」に委託して実施していた「なごやモデル」の取組(一般就労につなげることを目的として、対象者の希望や特性に応じた企業開拓を実施し、就労につなげる)により、中間的就労から一般就労までつなげるノウハウを積み重ね、このモデルの取組を事業化。
- 市内3か所の自立相談支援機関窓口「就労支援推進員」(専任職員)を1名ずつ配置。
- 「就労支援推進員」は、事業所の個別開拓のほか、事業所の立ち上げ支援や認定申請支援、認定就労訓練事業所のフォローアップ等を実施。
- この他に、認定就労訓練事業を推進するために、以下のような取組を実施。
 - ・ 市のホームページに、事業者向けの認定就労訓練事業の成功事例等を掲載したガイドブックを掲載
 - ・ 非雇用型の認定就労訓練事業所に通う利用者に交通費支給やスーツ等の現物給付を行う市社協の事業と連携
 - ・ 就労準備の就労体験協力事業所と認定就労訓練事業所の両方の開拓に活用できるチラシを作成
 - ・ 市内3か所の自立相談支援機関の連携のため、合同の事例検討会や就労支援推進員担当者会等の会議を定期開催

長野県長野市の取組例

- 自立相談支援機関窓口専任の就労訓練事業所育成員を1名配置。
- 求人や業務内容から認定就労訓練事業に適していると見込まれる事業所に個別に訪問し、認定就労訓練事業所の開拓を実施。
- 認定就労訓練事業の利用が望ましいと見込まれる者に対しては、就労訓練事業所育成員がその者に適した事業所の選定だけでなく、面接や事業所に通う際の同行まで寄り添って支援を実施し、認定就労訓練事業の利用の他、一般就労、障害者雇用枠での就労につながっている。
- 認定就労訓練事業所の開拓に併せて、長野県社会福祉法人経営者協議会が実施する「就職活動応援金付職場体験事業」(プチバイト事業、相談者に職場体験の場を紹介するとともに、就職活動応援金を給付して経済的支援を行う)に登録する事業所の開拓も実施している。

平成28年度新規補助事業の取組状況(生活困窮者等の就農訓練事業)①

京都府京丹後市の概要

人口:57,009人(H28.8月末時点)
世帯数:22,725世帯(H28.8月末時点)
高齢化率:34.3%(H28.8月末時点)
保護率:10.3%(H25年度)



事業概要

1. 事業実施の背景

○ 相談者への面談のみによるアセスメントに限界を感じていたことから、就農体験を通じた見立てを行うために実施。就農訓練を通じて利用者の自己有用感を高めたり、適正職種等を見立てる機会となっているほか、荒廃農地の利用にも繋がっている。

2. 実施状況・利用状況

- 企業組合労協センター事業団に委託。被保護者への就農訓練事業と一体的に実施。
- 就農訓練事業担当者2名(田畑担当1名、里山担当1名)を配置。
- 利用者は週2～5回の通所型で利用し、3か月で支援内容を見直すことにしている。
- 生活困窮者のみではなく、被保護者、サポステ利用者等も対象とすることで利用者を増やしている(事業費は利用者数に応じて按分。平成28年10月時点の利用者数:困窮者4人、被保護者2人、サポステ10人)。

3. 取組内容

- 農家や自治会への聞き込みにより、近隣の荒廃農地を探した上で持ち主の了解を得て、そこで田畑耕作を実施。
- この他、里山整備(集材作業補助)、事業所内での内職、他都市・地方間連携による釜ヶ崎支援機構や京都自立就労サポートセンター等との農業体験等を通じた利用者の交流も行っている。
- 知識や技術が必要な農作業を行うときは、近くの農家を講師として招いている(謝金を支給)。
- 利用者に対し工賃等を支給していないが、作業に応じてポイントを付与し、貯まったポイントを収穫した農作物等と交換できるようにしている。
- 希望者には曜日ごとに方面を決めて近隣までの送迎を実施。
- 当該事業所には自立相談支援事業の支援員も配置しており、常に連携が図られている。

平成28年度新規補助事業の取組状況(生活困窮者等の就農訓練事業)②

京都府福知山市の概要

人口:79,631人(H28.10月末時点)
世帯数:35,922世帯(H28.10月末時点)
高齢化率:28.83%(H28.10月末時点)
保護率:14.7%(H27年度)



事業概要

1. 事業実施の背景

○ 就労意欲の喚起やコミュニケーション能力の形成のために実施。就労意欲の低い支援困難者への支援メニューができたことや、支援ノウハウを有する法人へ委託したことで、自立相談支援事業の支援員の心理的負担軽減が図られている。

2. 実施状況・利用状況

- 農業生産法人の株式会社味歩里(みぶり)に委託。
- 利用者は、毎週火・木の午前9時～12時の3時間通所型で利用し、原則6か月の利用としている。
- 就労準備支援担当者、担当支援員、技術支援員を各1名配置(生保と一体的に実施)。
- 平成28年10月時点の利用者は4名(すべて被保護者。H27年度利用者は19名(うち、困窮者1名))。

3. 取組内容

- 農作物の知識等の基礎研修や除草、育苗、収穫、ハウス修繕等の農作業、農業体験を実施(主に九条ネギを栽培)。
- 田畑は、市農林商工部から紹介してもらった地域の荒廃農地を使用している(田畑やビニルハウス30棟ほど)。
- 希望者には市役所や駅への送迎を実施。
- 毎回、市の担当者に対し取組状況の日報をメールで報告しており、情報共有に努めている。

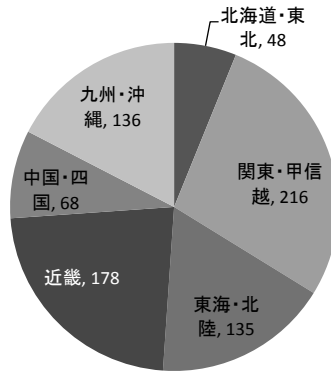


認定就労訓練事業所の認定状況(平成28年12月31日時点)

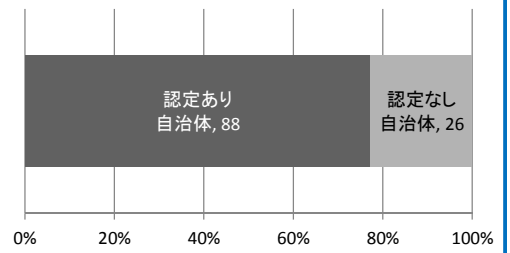
(1) 全体状況

認定件数	781件
利用定員合計	2,332名

(2) ブロック別の状況 n = 781



(3) 認定主体別の状況 n=114自治体



※認定あり88自治体の内訳：
都道府県38、指定都市16、中核市34

(4) 法人種別の状況 n=781

社会福祉法人(高齢者関係)	255
社会福祉法人(障害者関係)	94
社会福祉法人(保護施設)	26
社会福祉法人(児童関係)	7
社会福祉法人(その他)	47
NPO法人	137
株式会社	112
生協等協同組合	36
社団法人(公益及び一般)	10
財団法人(公益及び一般)	4
医療法人	4
その他	49

(5) 予定している主な訓練内容 (n=781、複数回答)

食品製造・加工	44	福祉サービスの補助作業	401
その他製造	44	事務・情報処理	96
クリーニング・リネンサプライ	101	清掃・警備	486
農林漁業関連(加工も含む)	70	建設作業	3
印刷関係作業	11	その他	176

○都道府県別の認定状況 (平成28年12月31日時点)

北海道	18	滋賀県	8
青森県	6	京都府	1
岩手県	2	大阪府	131
宮城県	14	兵庫県	6
秋田県	3	奈良県	19
山形県	1	和歌山県	13
福島県	4	鳥取県	8
茨城県	0	島根県	4
栃木県	2	岡山県	7
群馬県	1	広島県	21
埼玉県	32	山口県	6
千葉県	47	徳島県	6
東京都	52	香川県	9
神奈川県	49	愛媛県	1
新潟県	1	高知県	6
富山県	2	福岡県	60
石川県	0	佐賀県	12
福井県	16	長崎県	3
山梨県	0	熊本県	0
長野県	32	大分県	2
岐阜県	0	宮崎県	21
静岡県	22	鹿児島県	11
愛知県	81	沖縄県	27
三重県	14	合計	781

※認定主体(114自治体)別の状況 (都道府県)

北海道	4	滋賀県	7
青森県	5	京都府	1
岩手県	1	大阪府	70
宮城県	6	兵庫県	3
秋田県	0	奈良県	14
山形県	1	和歌山県	13
福島県	2	鳥取県	8
茨城県	0	島根県	4
栃木県	2	岡山県	2
群馬県	0	広島県	5
埼玉県	28	山口県	6
千葉県	23	徳島県	6
東京都	49	香川県	2
神奈川県	3	愛媛県	0
新潟県	1	高知県	3
富山県	2	福岡県	39
石川県	0	佐賀県	12
福井県	16	長崎県	0
山梨県	0	熊本県	0
長野県	25	大分県	2
岐阜県	0	宮崎県	1
静岡県	3	鹿児島県	10
愛知県	5	沖縄県	22
三重県	14	47都道府県計	420

(政令指定都市)

札幌市	12
仙台市	8
さいたま市	1
千葉市	13
横浜市	31
川崎市	0
相模原市	15
新潟市	0
静岡市	2
浜松市	17
名古屋市	72
京都市	0
大阪市	26
堺市	14
神戸市	1
岡山市	2
広島市	7
北九州市	1
福岡市	1
熊本市	0
20指定都市計	223

(中核市)

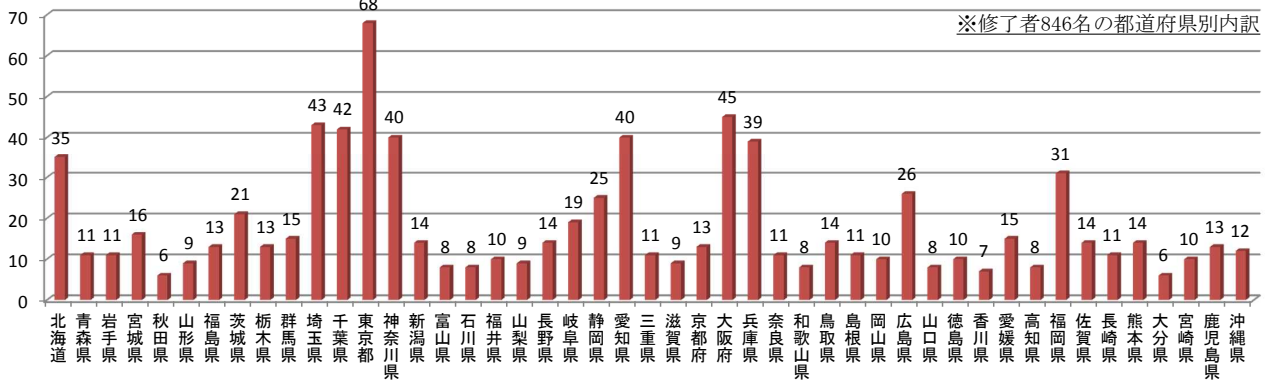
函館市	1	豊中市	10
旭川市	1	高槻市	1
青森市	1	枚方市	1
盛岡市	1	東大阪市	9
秋田市	3	姫路市	0
郡山市	2	尼崎市	1
いわき市	0	西宮市	1
宇都宮市	0	奈良市	5
前橋市	1	和歌山市	0
高崎市	0	倉敷市	3
川越市	2	呉市	0
越谷市	1	福山市	9
船橋市	4	下関市	0
柏市	7	高松市	7
八王子市	3	松山市	1
横須賀市	0	高知市	3
富山市	0	久留米市	19
金沢市	0	長崎市	2
長野市	7	佐世保市	1
岐阜市	0	大分市	0
豊橋市	0	宮崎市	20
岡崎市	2	鹿児島市	1
豊田市	2	那覇市	5
大津市	1	47中核市計	138

平成28年度における生活困窮者自立支援制度人材養成研修の実施状況

- 平成28年度における生活困窮者自立支援制度人材養成研修の修了者数は、以下のとおり。
(都道府県別の内訳はグラフのとおり。)

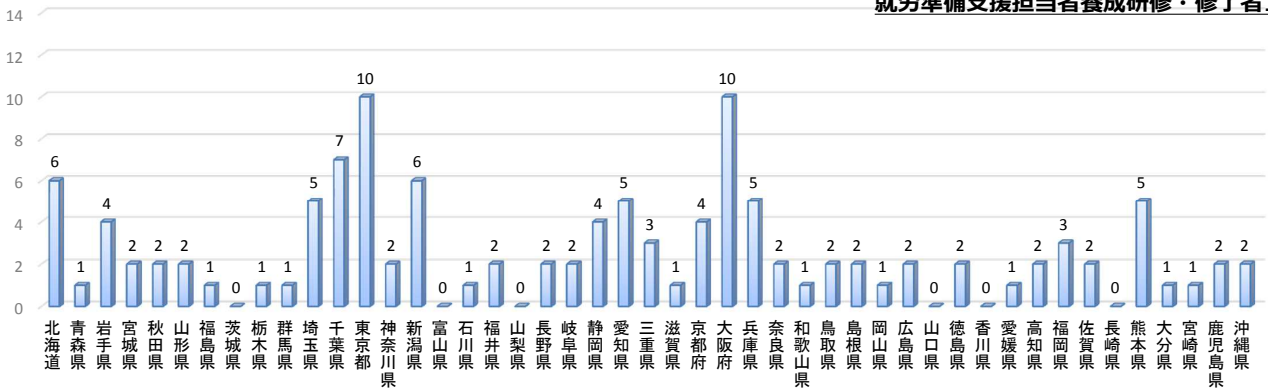
	【修了者数】
①主任相談支援員養成研修	234名
②相談支援員養成研修	384名
③就労支援員養成研修	228名
④就労準備支援担当者養成研修	120名
⑤家計相談支援員養成研修	127名
計	1093名

■ 平成28年度における主任相談支援員、相談支援員、就労支援員養成研修の修了者数（合計）

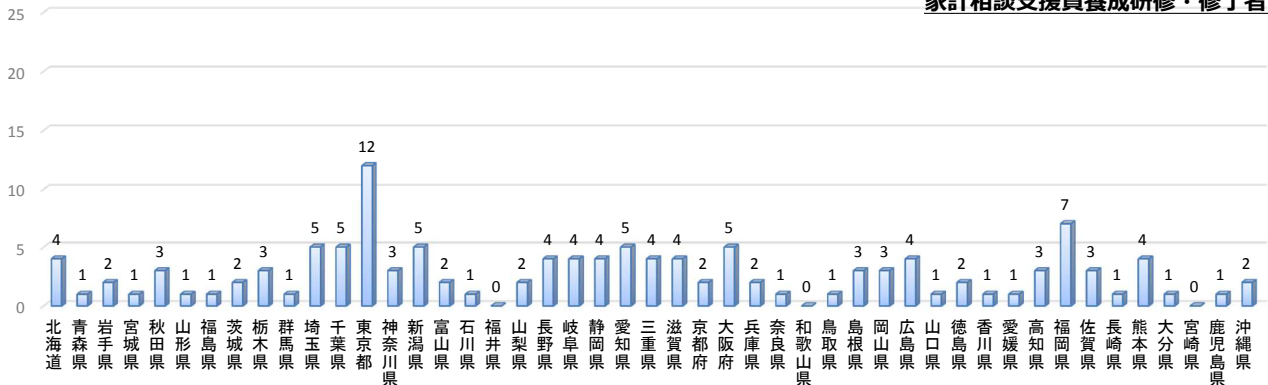


平成28年度における就労準備支援担当者、家計相談支援員養成研修の修了者数

就労準備支援担当者養成研修・修了者120名



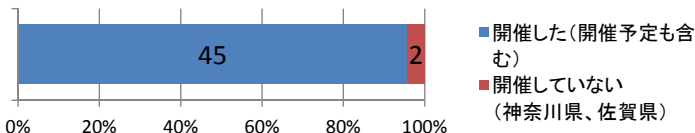
家計相談支援員養成研修・修了者127名



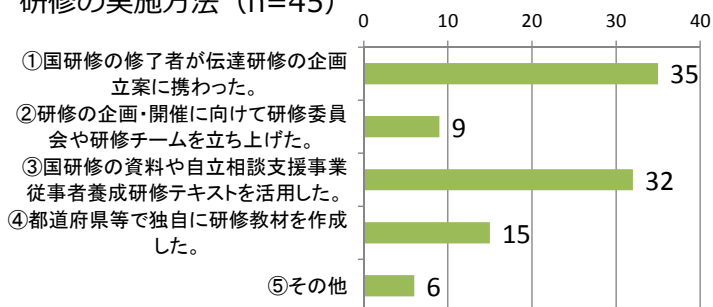
都道府県研修（伝達研修）の実施状況

- 都道府県研修は45自治体で開催されており、着実に取り組みが進んでいる。
- 研修の実施内容については地域差がみられ、研修回数や時間は様々である。研修の実施内容については、就労支援関連やスーパービジョン関連の研修に取り組んでいるところが少ない。
- 地域の課題を把握し、ニーズに添った研修を開催することが重要であり、国研修修了者や関係者と共に官民共同で企画・開催を行うことが求められる。

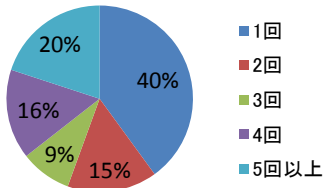
1 研修の実施状況 (n=47)



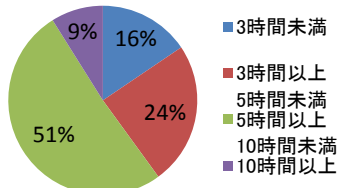
2 研修の実施方法 (n=45)



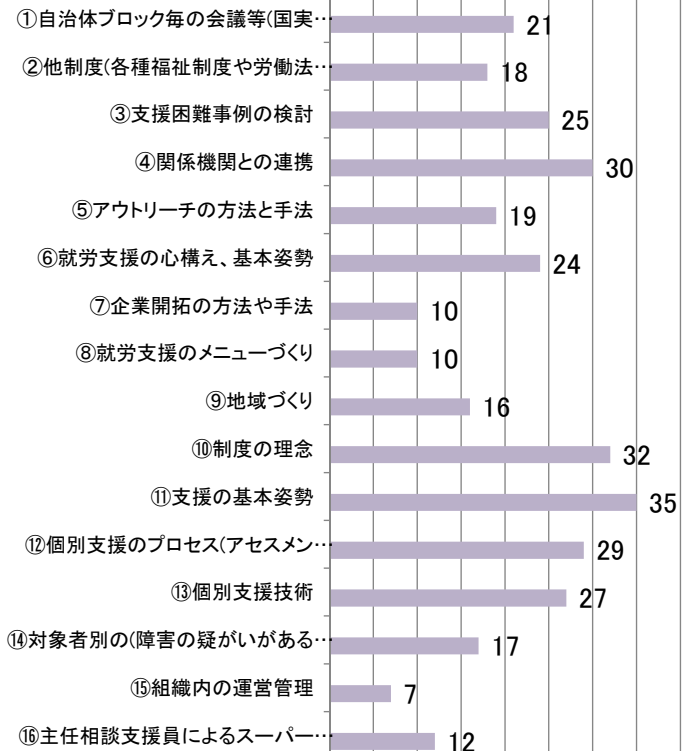
3 研修回数 (n=45)



4 研修時間 (n=45)



5 研修の実施内容 (n=45)



平成29年度に向けた取組のポイント等について①

1. 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

- 生活困窮者自立支援制度が「新たな縦割り制度の一つ」にならないよう、包括的な支援を実現していくことが肝要。
- 「制度の目指す目標」である、①生活困窮者の自立と尊厳の確保、②生活困窮者支援を通じた地域づくりを実現していけるよう、取組をお願いしたい。

2. 法の施行後2年を振り返って

- 就労を希望する高齢者への就労支援、どの世代にとっても家計相談支援ニーズがあること、また連帯保証人等が確保できない人への支援のあり方など、様々な状態像の人に対してどのように包括的な支援を行うかが課題となっており、支援の充実が必要。
- 人員体制、事業構成等について、法施行当初のものを所与とせず、効果的・効率的な実施方法を検討されたい。
- 新たな課題に対して支援を充実できるよう予算面での支援を充実させてきているので、最大限活用されたい。
- ブロック会議、全国担当者会議、ニュースレター等を通じて紹介してきた各地の取組事例を参考としていただきたい。【参考1】

3. 特に取組をお願いしたい事項

- ① 相談につなげる取組の充実【参考1】
 - ・ 不特定多数に対する広報と、対象となる可能性がある者に対する周知・訴求の2つを意識した制度周知をお願いしたい。
 - ・ 関係機関との連携については、対象者の共有やお互いの制度理解を深めていく取組の積み重ねを引き続きお願いしたい。
- ② 就労支援や居住支援を通じた地域づくり
 - ・ 既に就労支援では取組ノウハウを周知しているが、個別支援の中で不足している支援と、掘り起こされていないニーズの発掘、それらをマッチングするために必要な担い手の開拓という3方向で進めていく必要がある。居住支援についても研究成果を追って情報発信する予定であることから、引き続き取組を深めていただきたい。

平成29年度に向けた取組のポイント等について②

4. 都道府県の役割【参考1】

- 都道府県においては広域自治体の役割として、特に以下6点について、積極的な取組をお願いしたい。
 - ① 基礎自治体における任意事業の実施に向けた働きかけや、広域での共同実施に向けた調整
 - ② 支援に携わる人材の養成に関して、国研修の伝達等を通じ、特に基礎自治体の支援技術の向上を図る
 - ③ 産業雇用部門のノウハウを生かし、基礎自治体の就労支援をバックアップする
 - ④ 都道府県に設置されている居住支援協議会と基礎自治体の関係づくりを支援する
 - ⑤ 都道府県が実施主体となる圏域において、支援を必要な方々に対して町村と連携し、効果的・効率的に支援を提供する
 - ⑥ 基礎自治体の行政担当職員等が情報共有等を図る場の設定

5. K P I の見直しと目安値【参考2】

- 制度の施行状況や新たな評価指標の運用を踏まえ、①就労・増収率の引き上げ、②「ステップアップ率」の追加、③つなぎ先の見える化、について見直した。
 - ①就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】
 - ②継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率【2018年度までに90%】
 - ③自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ件数【見える化】
- 29年度の目安値は、以下の通り設定する。
 - 新規相談受付件数 : 24件(人口10万人・1ヶ月当たり)
 - プラン作成件数 : 12件(人口10万人・1ヶ月当たり)
 - 就労支援対象者数 : 7件(人口10万人・1ヶ月当たり)
 - 就労・増収率 : 70%
 - ステップアップ率 : 80%

参考1: 様々な取組事例

※厚生労働省生活困窮者自立支援室において、全国担当者会議、主管課長会議、ブロック会議、ヒアリング等で情報収集・発信した事例を集約したもの。

1. 新規相談・プラン作成

(相談機関としての役割)

- 地域内での結びつきが強く支え合いによって生計を維持しているケースが多い土地柄であるが、**制度施行により生活困窮の相談のハードルが下がった**。老々介護や8050問題等を見込んで、介護サービス事業所に制度周知等を行う。【鳥羽市】
- 自立相談支援機関の役割の一つに「市役所のどの部署に相談したらよいかわからない相談を受けること」を位置づけ、**相談の入口では生活困窮が主訴でなくともインテークの中で生活困窮状況が明らかになれば、自立支援を実施している**。【国立市】
- 市役所として「**複合的な課題を抱えている人にはまず自立相談支援機関を案内する**」ことが徹底されている。(東村山市)

(関係機関からつながる関係づくり)

- 関係機関に対して制度説明を実施した中で、具体的な対象者像がわからないとの声があったことを受け、**庁内の窓口担当者を中心に少人数の研修を実施し、相談件数の増加につながった**。【尼崎市】
- 自立相談支援機関における具体的な支援事例を掲載した関係機関向けの広報誌を毎月発行し、自立相談支援機関につなぐ方の対象者像の共有を図っている。【川崎市】
- 関係機関への制度説明として、電力会社、ガス協会、水道課、商工会議所、シニアクラブ、ケアマネ協議会、民生委員等へ説明。加えて自治会等のチラシ回覧や出張相談、フェイスブックによる周知等も含め**相談件数は日に日に増加している**。【八街市】
- 消費生活センターや障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター等約300の関係機関へ**制度説明し、相談件数倍増の一因となった**。【仙台市】

1. 新規相談・プラン作成(続き)

(関係機関からつながる関係づくり・続き)

- 制度開始時には、他機関・団体と**顔の見える関係づくりを心掛け、関係があると思われる団体・機関には連絡を取って訪問**。制度説明や自立相談支援機関側の思いを伝え、協力依頼を実施。【ひたちなか市】

(都道府県管轄地域(郡部福祉事務所)における工夫)

- 町の福祉担当からの紹介・相談が多かったため、**主任相談支援員が町の国保・障害・高齢・税担当も訪問し、制度説明等を実施**。顔を覚えてもらいつながりを強化することによって、福祉担当以外からの紹介・相談も増加。【宮城県】
- ①町村が点在して福祉事務所も区域外にある、②小規模自治体である町村ゆえの「顔見知りが多い」といった特性を踏まえ、**役場以外での巡回相談や生活困窮者対象であることがわかりにくいセミナーを開催して相談者を把握する等の取組を実施**。【東京都】

(地域資源を活用した周知)

- 社協が長年培ってきた「36の学区・地区社協を母体とする**地域福祉活動**」を通じた**制度周知**により、相談につながっている。【酒田市】
- **市内民生委員の活動地区20地区すべてを回り、直接、制度周知を実施**。自治会連合会役員に依頼し、**周知チラシの全戸回覧**を実施したところ、相談件数が大幅に増加。【八王子市】

1. 新規相談・プラン作成(続き)

(相談窓口の工夫)

- 2、3か月に一度定期的に、相談窓口以外に4地区の公民館等で「何でも相談会」(出張相談会)を実施。支援員だけでなく弁護士や保健師、ハローワーク等の関係機関も一緒に相談に当たっている。【那覇市】
- 市内に1か所の相談窓口以外に、窓口から遠い区役所でも出張相談窓口を設置。【仙台市、川崎市】
- 新規相談件数実績を分析すると、自立相談支援機関の周辺地区に比べて離れた地区からの相談が少ないことが判明したため、月1回の出張相談会を実施することとした。【いわき市】
- 自立相談支援事業において、児童扶養手当の現況届の期間中に、ひとり親支援窓口の隣に出張窓口を設置。【豊中市】

(プラン作成)

- 新規相談については何らかの形でプランまで関わり、同意を得ることを目指して支援し、高いプラン作成率となっている。【富津市】
- プラン作成率が高い背景としては、①本人からの相談が多い、②既に本人と関わりの深い保健師や民生委員が自立相談支援機関へ同行する、等により同意が得やすいことが挙げられる。【駒ヶ根市】
- プラン作成率が高い背景としては、①アセスメントからプランまで週2～3回の頻度で集中的に訪問支援、②行政の各福祉部門が自立相談支援機関の機能を理解しており、支援の必要性を十分に伝えた後でつながって来る、等が挙げられる。【総社市】
- プラン作成に至らなかったすべてのケースについて、自立相談支援機関と市で毎週情報共有し、プラン作成を推進する方策を検討。分析の中で2回目の相談来訪者が少ないことが判明したため、初回相談時にプラン作成するよう努めている。【宇都宮市】

2. 任意事業等の実施

(就労支援全般)

- 「ハローワーク等の敷居が高い」と感じている人に対して就労支援員が丁寧に相談に乗ることで、本人の就労意欲が回復・向上し、就労につながっている。【酒田市】
- 複雑な問題を抱える相談者のニーズに迅速に対応するため、日払いや寮付といった求人而就労支援員が独自開拓。【東村山市】
- ハローワークとの連携以外にも、日雇いや住み込みなど多様なニーズに対応できる雇用先の独自開拓に努めている。【柏原市】
- 商工労政課内に設置した無料職業紹介所による地元企業への働きかけ等により、職場見学、体験等を実施。【東近江市】
- 地方自治法施行令に基づく自治体の3号随意契約優先発注の相手先として、認定就労訓練事業所も対象とする基準を定めている。【伊丹市】
- 大阪府が就労支援の広域実施事業を企画し、管轄地域と5市について、就労先となる事業所開拓や就労準備支援事業等を共同実施。【大阪府】

(就労準備支援事業)

- 就労準備支援事業のプログラムや就労体験メニューを次々に開拓し、支援の幅を拡げている。【岩見沢市】
- アセスメント段階で就労準備支援事業の体験利用をし、多角的なアセスメントと共にスムーズな任意事業利用につなげている。【仙台市】
- 就労準備支援事業の資産収入要件について、施行規則第4条第2号に基づく運用を積極的に実施。【浜松市、名古屋市、船橋市、八王子市、横浜市等多数】
- 就労準備支援事業について、就労体験に同行する等体験事業所への丁寧なつながりをするために就労準備支援担当者の体制強化を図った。【岐阜市】

2. 任意事業等の実施(続き)

(家計相談支援事業の活用)

- 生活困窮者世帯の相談には、①収入があっても家計が回らない、②就労していない、の2つが多いが、いずれも**困窮状態からの脱却には家計改善が必須であり、広く家計相談支援事業を活用**。【宮古市】
- **転職希望の相談者に対し、アセスメントの中でまず家計面の検証・支出の見直しを行うこととし家計相談支援事業の支援を実施**。家族全体で支出の見直しに取り組めるようになり、必要収入の見極めにより転職活動の範囲も広がった。【姫路市】
- 家計相談支援事業について、**支援対象者に比べて家計相談員が不足していたことから相談員の体制強化を図った**。【岐阜市】
- **相談者の約6割に少額の債務があるため、家計相談支援事業を通じた支援の中で法科大学院の弁護士研修センターから弁護士の派遣を受け、債務整理等のアドバイスを受けている**。【総社市】

(一時生活支援事業の広域実施)

- **実施主体(7市)間で協定を締結しつつ、一つの事業主体に対して各市が個々に委託**。【静岡県内7市】
- 東京都特別区部においては、東京都と23区が共同事業でホームレス対策に取り組んでいる。23区を5ブロックに分け、ブロックごとに**東京都が自立支援センターの設置・アパートの借上げを行う**。特別区人事・厚生事務組合(23区が共同で処理する事務を行う特別地方公共団体)が運営主体(社福法人等)と委託契約を締結して運営する。各区は、利用希望者に対して事業の利用を承諾する。【東京都】

(住居確保給付金)

- 派遣の仕事が多く、派遣会社のアパートに住んで就労している人が仕事を失うと、住む場所も失うというパターンがある。**住居確保給付金を活用しながらハローワークとの連携を密にして就職活動を精力的に行ってもらい、就労につなげている**。【防府市】

2. 任意事業等の実施(続き)

(子どもの学習支援事業)

- 学習支援事業において、単に学習を支援するだけでなく、**子どもたちに将来の視野を広げてもらえるよう、地域の多様な大人たちとの出会いや社会体験の機会を創出している**(絵本作家によるワークショップ、留学生を招いての異文化交流等)。【高浜市】
- 学習支援事業の受託事業者が独自事業として「子ども食堂」を実施し、**子ども食堂に来た子どもに対し、必要に応じて学習支援も実施**。【石巻市】
- **困窮者法に基づく学習支援事業と、ひとり親家庭等生活向上事業による学習支援とを一体的に実施**。【石川県、桑名市】
- **困窮者法に基づく学習支援事業と、文科省事業である「地域未来塾」とを一体的に実施**。【鹿沼市】
- **大学がなく学生ボランティアの活用が難しい地域について、教育委員会の協力を得て、教員OBを確保し、訪問型での学習支援事業が行えるようにした**。【山形県】

(子どもをきっかけとした世帯支援の取組)

- **子どもの学習支援事業の利用開始時に、生活困窮世帯の親に自立相談支援窓口で相談に来てもらうようにしている**。【宇都宮市・京都市】
- **子どもの学習支援事業を利用している子どもより把握した情報から、学校の協力を得て、その親に相談に来てもらうようにしている**。【名護市】

(その他)

- 社協や就労支援を得意とする団体等による共同事業体方式で自立相談支援機関を運営するメリットを生かし、「**自立相談支援機関の就労支援により就労決定→初回給与までの生活費を生活福祉資金で確保→就労開始・自立**」という流れを作りやすい。【八街市】

3. 支援における関係機関連携

- 約30の関係機関が参加する連絡会での事例報告・情報交換や、司法・医療・学識等の専門家から対応困難ケース等についての助言を受ける支援検討部会、庁内連絡会など、目的に応じて関係機関との連携の枠組みを構築。【高知市】
- 都道府県社協や社福法人が緊急支援(現物給付)事業を実施。【埼玉県、神奈川県、大阪府、大分県等】
- 初任給までのつなぎ支援として、地元の社協・社福法人が独自に実施する貸付や給付、フードバンク事業と連携。【柏原市】
- 障害福祉サービス事業所である社福法人と連携し、農作業をメインにした雇用の認定就労訓練事業を開始。農業だけでなく介護・子育てや独居高齢者の買物支援などの地域課題解決とも連携していく考えで、生活困窮者支援の枠にとどまらずまちづくりまでを見据えた施策を展開。【北栄町】
- シルバー人材センターと連携し、高齢者の就労支援を実施。ハロワークの就労支援までのつなぎとして活用したり、当座の収入を要する人に単発作業を案内するなど、様々な活用が可能。【富津市】
- フードバンク活動を行う事業所において、認定就労訓練事業の認定を受けてもらう、就労準備支援事業の就労体験事業所として協力してもらう等により、食糧支援だけでなく就労支援の場としても連携。【静岡県】
- 地域の不動産業者に自立相談支援機関の役割を知ってもらい、低家賃や保証人なしで賃貸できる物件等の情報提供を受けて住居確保を図っている。【倉敷市】
- 保証人等がおらず早期に民間賃貸住宅への入居が困難な人には、NPO法人が運営する無料低額宿泊所とも連携して対応。【防府市】

4. 都道府県の取組(郡部福祉事務所以外についての取組)

(任意事業の実施促進)

- 就労準備支援事業や家計相談支援事業について、県との共同実施に関する働きかけを実施。実施率の向上につなげた。【長野県、大阪府、鳥取県、熊本県等多数】
- 子どもの学習支援事業未実施自治体を訪問し、教育委員会や福祉関係部局に事業の必要性等を説明。実施率の向上につなげた。【茨城県】

(管内自治体の支援員に対する研修)

- 管内自治体の支援員の資質向上のため、制度説明、事例検討、労働局研修、弁護士研修、社会保険基礎研修等の多岐にわたる研修をきめ細かく企画・開催。【埼玉県】
- 県内の多様なニーズに応える研修を実施するため、自治体担当者と国研修修了者による研修企画チームを組織化。【大分県】

(その他管内自治体の取組支援)

- 子どもの貧困対策を含む低所得者対策を所掌する「くらし応援対策室」を新設し、生活困窮者自立支援制度専任の職員も配置。管内自治体の後方支援のために「バックアップ事業」(県社協委託)を開始し、自治体担当者の連絡会議や各種研修・広域ネットワーク会議を実施。【鳥取県】
- 認定就労訓練事業の認定促進のため、事業所アンケートを元にした事業所訪問・協力依頼、取組事例集の作成等を実施。府内の認定権者会議を開催してノウハウを共有。【大阪府】
- 県内の認定就労訓練事業所について、ニュースレターにより管内自治体へ情報発信。【埼玉県】
- 管内自治体及び関係機関・団体(社協、労働局、地域若者サポートステーション等)が参画する推進検討会議を開催。この会議での協議を経て、個人情報共有や認定就労訓練事業の認定に係る県独自のガイドラインを策定し、管内自治体の取組を支援。【大分県】

参考2-1: 経済・財政再生計画 改革工程表(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)

- 生活困窮者自立支援制度の事業評価指標については、初年度の目安値として4項目を挙げ、経済・財政再生計画改革工程表においても同様の項目をKPIとして定めているところであるが、制度施行初年度であったことから、施行状況を踏まえて平成28年度に再検討を行ったところである。
- 平成29年度からのKPIに基づいて、各自治体において施行状況を的確に把握するための事業評価指標(目安値)を設定しており、来年度からは新たに「ステップアップ率」を追加している。引き続き、PDCAサイクルの実施による目安値の達成に向けてご協力をお願いする。

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
生活保護等	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>						<p>自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p> <p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p> <p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p> <p>自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】</p>	<p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】</p> <p>継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】</p> <p>(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合</p> <p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p> <p>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p>
	<p>＜④生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>	<p>2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>						

参考2-2: 平成29年度の目安値について

- 平成28年度目安値4項目については、経済・財政再生計画改革工程表のKPI(平成30年度までに達成)としても設定したことから、平成29年度については以下のとおり水準を見直すこととした。
- 平成29年度からの新たなKPIにて「継続的支援対象者のステップアップ率」を追加したことに伴い、新たな評価指標による調査に基づく「ステップアップ率」を目安値として追加。

	平成28年度(現行) 目安値	平成29年度 目安値	KPI (平成30年度)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月 当たり)	22件	24件	年間40万人 →人口10万人当たり・1ヶ月当たり に換算すると26件
プラン作成件数(人 口10万人・1ヶ月当 たり)	11件 (新規相談件数の50%)	12件 (新規相談件数の50%)	新規相談件数の50%
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月 当たり)	7件 (プラン作成件数の60%)	7件 (プラン作成件数の60%)	プラン作成件数の60%
就労・増収率	42%	70%	75%
ステップアップ率	—	80%	90%